

チャレンジ・サザンセト！活力みなぎる農林水産業の創造

柳井農林水産事務所だより

発行：山口県柳井農林水産事務所
〒742-0031
柳井市南町三丁目9-3
TEL 0820-25-3290(代表)
FAX 0820-25-3297

周防大島町上田ヶ丘工区で パイプライン施設の一部供用を開始しました！

周防大島の柑きつ産地の振興を目指して、『農地整備事業（耕作放棄地型）久賀地区』において樹園地整備を進めています。

当事業ではパイプラインの工事を進めており、この度、一部施設の供用を開始しました。このパイプラインは、用水源であるファームポンドと各農地をつないでおり、防除・灌水での労力の節減を図るとともに、きめ細やかな水管理による高品質で安定した柑きつの生産が可能となり、農家所得の向上や経営の安定化に寄与することが期待されています。



久賀の樹園地



ファームポンド
(PCタンク)



給水栓



地産・地消推進拠点施設に新たに
2店舗が仲間入りしました

柳井・大島地域「地産・地消」推進会議では、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会と連携して、地産・地消推進拠点の開設に取り組んでいます。

5月20日(月)に、柳井市の「さつきカフェ」が、県産農水産物を積極的に利用する「やまぐち食彩店」に仲間入りしました。

また、9月27日(金)には、平生町の「株」プラスアイ」が、「やまぐち木の家」をはじめとする県産木材を積極的に利用した家づくりに取り組み、木材の地産・地消を推進する「やまぐち木の家等推進工務店」に仲間入りしました。

これにより、当地域の「やまぐち食彩店」は26店舗、「やまぐち木の家等推進工務店」は2店舗となりました。

当事務所では、今後も、地産・地消推進拠点である販売協力店や、販売協力専門店、やまぐち食彩店、やまぐち木の家等推進工務店等と連携して、地産・地消を推進するとともに、地元産農林水産物の需要拡大に取り組みしていきます。

みかんの県内生産量の約85%を占める周防大島町で、9月25日(水)、今季の「山口大島みかん」初荷出発式が行われました。

「山口大島みかん」の初荷出発式が開催されました



(株)プラスアイの武田社長(左側)



さつきカフェの柳井店長(右側)



初荷出発式の様子

式では、JA山口県周防大島統括本部の木村本部長から「昨年は大島大橋の事故では多くの励ましと支援で良い販売実績を残せた。さらに山口大島みかんのブランドを高めたい。」と挨拶がありました。続いて、JAや市場、行政関係者によるテープカットや、くす玉割りが行われ、地元の保育園児による太鼓の演奏等で、初荷を積んだトラックの出発を見送りました。
今年、8月中旬の長雨等により生育が心配されましたが、9月に入って晴天が続く、酸味が抜けさわやかな香りで食べやすいみかんに仕上がりました。
当事務所では、引き続き、山口大島みかんの産地振興に向けて、担い手育成や、樹園地整備、販売拡大等を支援していきます。

地産・地消SHOPを巡ると素敵な賞品が当たる「サザンセットぶちうまーキャンペーン2019」実施中



トラックを見送る皆さん

柳井・大島地域「地産・地消」推進会議では、今年も12月末まで、「サザンセットぶちうまーキャンペーン2019」を実施しています。当地域の「やまぐち食彩店」24店舗、「販売協力専門店」10店舗、「やまみちやん応援店」8店舗等に置いてある応募用紙に「やまぐち食彩店・販売協力専門店のスタンプ」または、「やまみちやんシール」をあわせて2つ集めて、郵送または、各店舗の応募箱に投函してください。
応募者の中から、抽選で柳井産

周防大島町で「防護柵メンテナンス研修会」を開催しました



地産・地消SHOPガイドマップ

周防大島町では、イノシシによる農作物被害が増加し、その被害防止対策の一つとして、防護柵の設置等が進められています。しかし、設置後の柵のメンテナンスが不十分などにより農作物の被害を受けた事例が見受けられたことから、柵の適切な設置とその後のメンテナンス方法を周知するため、標記研修会を開催しました。
7月22日(月)と26日(金)に町内4会場で開催し、合わせて154人の参加がありました。
当日は、県職員によるイノシシ

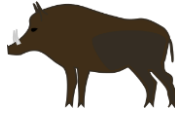
バラの花束や、周防大島産島そだちジュース&みかん缶詰セット、やまぐち食彩店利用券等、地産・地消費品をプレゼントします。
詳細は、山口県柳井農林水産事務所WEBページをご覧ください。たくさんのご応募をお待ちしております。



防護柵設置の実演

の生態と被害防止対策についての説明や、防護柵の設置・メンテナンス方法等の実演、さらに、町職員による地域ぐるみでの鳥獣防止対策の、町内での取組事例の紹介などが行われました。

防護柵を設置されている方は、是非一度防護柵にぐらつきがないかや、隙間が空いていないか、破損がないか等(加えて、電気柵を設置されている方は、漏電していないか)を確認し、そのような箇所がある場合は、補修するなど対策をお願いします。



鳥獣害防止柵の設置が進んでいます



被害防止対策の説明

国営緊急農地再編整備事業南周防地区の西山・潤田団地、宿井の石の口団地において、区画整理工事が完成したほ場に、鳥獣害防止柵(フェンス式 高さ1.2m)を設置しています。

【実施中の事業】

◇農地耕作条件改善事業(県営)

○西山潤田地区

平成29年度から実施中

柵延長 L=8 km

○宿井地区

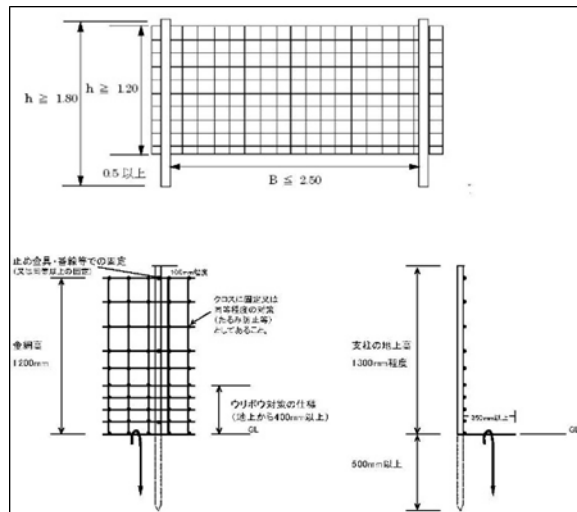
令和元年度から実施中

柵延長 L=18 km

柵の設置により、イノシシからの被害がなくなることが期待さ



進入扉



れています。

鳥獣被害でお困りの方は、当事務所やお近くの市町へ相談してください。

※標準図

農業用ため池は届出が必要です

昨年7月の西日本豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報適切に把握し、決壊



西山・潤田地区

農業用ため池を
所有・管理している皆様へ

農業用ため池の 届出制度が始まりました



平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。(施行日：令和元年7月1日)

農業用ため池の所有者や管理者の方は、ため池に関する情報を都道府県に届け出ることが必要となります。

Q 届出が必要となるため池は？ ⇒ 農業用に利用される全てのため池です。
※ 現在農業用に利用されていないため池でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。

Q 届出の期限は？ ⇒ 現存する農業用ため池(施行日前に設置)については、施行日から6か月以内に届出をする必要があります。
※ 施行日以降、農業用ため池を設置・廃止する場合、または届出情報に変更があった場合、遅滞なく届出する必要があります。

Q 届出をすべき人は？ ⇒ 現存する農業用ため池(施行日前に設置)については、所有者または管理者のいずれかです。
※ 施行日以降に設置する農業用ため池については、所有者が届出をする必要があります。

届出情報や様式等の詳細は、別紙「関係機関連絡先一覧」に示す部署まで、お問い合わせ下さい。

による災害を防止するため、今年、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。(施行日：令和元年7月1日)

この法律に伴い、農業用に利用されている(過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態も含む)全てのため池について、所有者または管理者の方は、「本年12月末まで」に、施設に関する情報を県に届け出る必要があります。

届出制度に関する問い合わせは、お近くの市町の担当課もしくは当事務所農村整備部まで、お問い合わせ下さい。

防災上重要な農業用ため池を 都道府県が指定する制度も始まりました

決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、都道府県が「特定農業用ため池」に指定します。

(注) 「防災重点ため池」のうち、行政機関が所有する施設を除いたものが、法律による「特定農業用ため池」に指定されることとなります。

<指定基準>

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100~500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

Q 特定農業用ため池に指定されると？

- ① ハザードマップ等を作成し、災害時の円滑な避難を図ります。
 ✓ 市町村は、特定農業用ため池の決壊等に関する情報の伝達方法、避難場所や避難経路を記載したハザードマップ等を作成し、地域住民への周知に努めます。
- ② 堤体の掘削や竹木の植栽等の行為は許可が必要となります。
 ✓ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為など、ため池の健全に影響を及ぼすおそれのある行為は、都道府県の許可が必要となります。
 ✓ 土地改良法に基づく土地改良事業、堆積土砂のしゅんせつや堤体の修繕等の管理行為、非常災害時の応急措置、決壊を防止するために行う防災工事は許可が必要な行為には該当しません。
- ③ 防災工事計画の届出が必要となります。
 ✓ 所有者や管理者が、決壊を防止するために防災工事を実施する場合は、30日前までに都道府県に計画を届け出る必要があります。
 ✓ 必要な防災工事が実施されない場合、都道府県が、勧告、命令、代執行を行うこととなります。
- ④ 市町村による施設管理が可能となります。
 ✓ 所有者が不明で、適正に管理されなくなるおそれが高い施設について、都道府県の裁定を受けて、市町村が施設管理権を取得し、ため池の維持管理に必要な措置をとることができるようになります。

制度の詳細は、別紙「関係機関連絡先一覧」に示す部署まで、お問い合わせください。

アグリ南すおう(株)の構成法人では、水田の畦畔管理の省力化が法人経営の営農上の課題となっています。アグリ南すおう(株)では、平成30年度にセンチピードグラス吹付け機を、県事業を活用して導入し、0.7ヘクタールの畦畔に吹き付け作業を実施しました。

今年度は、1.5ヘクタールで吹き付け作業を実施し、草刈り作業

**アグリ南すおう株式会社
組む水田畦畔管理の省力化の取組について**



運転作業の研修

の省力化に取り組みましたが、センチピードグラスは、吹き付け後3年目以降は冬に1回草刈りが必要となります。そこで、さらなる省力化の手段を検討するため、エンジン式リモコン草刈り機の研修会を行いました。

柳井市日積あいさいの里の圃場で、オペレーター候補の担い手7名が参加し、講師のメーカー担当者から草刈り機の仕様、操作方法的説明の後、最大傾斜43度の法面の草刈り作業を行いました。

今後は、アグリ南すおう(株)が機械をリース契約し、作業希望のある法人が除草作業を行い、効果と利用料を試算した上で次年度以降の導入を検討していきます。

8月9日(金)、周防大島町において、柳井・大島地区農業士会・農家生活改善士会が合同研修会を開催し、会員11名、新規就農者8名と関係機関等、合わせて33名が参加しました。

この研修会は、柳井・大島地域の農業・農村の牽引役を担っている農業士、農家生活改善士が新規就農者と話し合い、地域の担い手育成について検討するために開催しました。

新規就農者を招いた研修会は、今年度で3回目になりましたが、

柳井・大島地域農業士会・生活改善士会合同研修会が開催されました



草刈り機の説明

この度は新規就農者の経営訪問を行い、「新規就農者が定着するためには」をテーマに意見交換を行いました。

新規就農者からは、農業経営や地域のために努力している取組や思いについての意見がありました。

また、農業士や農家生活改善士からも、自身の経験や技術等に基づいた助言や期待についての意見があり、相互理解やコミュニケーションを図るための良い機会となりました。

当事務所では、今後とも担い手育成に向けた取組を支援していきます。



意見交換会

9月13日(金)、JA山口県南すおう統括本部において、「食品表示セミナー」が柳井地区農業改良普及協議会等の主催で開催されました。

令和2年4月に施行される新たな食品表示制度では、「栄養成分表示」が義務化されることとなっており、当管内においても農産物加工販売に取り組む方が多くおられ、食品表示法の理解促進と的確な対応が急がれています。

セミナーでは講師の(株)ラベルバンク川合裕之氏から、新しい食品表示基準、特に栄養成分表示についての指導をいただきました。正しい表示とは「規則に沿った

柳井地域食品表示セミナーが開催されました



新規就農者の経営訪問

表示方法」「表示と実際とが対応していること」の二点であることの説明があり、また栄養成分表示については、基本的なポイントと実際の計算方法や表示の仕方を学びました。

今後は、各事業者の自主的な対応となりますので、令和2年4月の施行にむけて、さらに啓発や情報提供等をすすめていきます。



セミナーの様子

豚・イノシシ飼養者に対する飼養衛生管理基準の指導について

豚コレラ及びアフリカ豚コレラは豚及びイノシシの伝染性疫病であり、発生時には殺処分等強力な防疫措置がとられる疾病です。豚コレラは平成30年9月岐阜県において26年ぶりに発生が確認されました。本年10月30日までに中部地方を中心に47例の発生が確認され、関東地方へ発生が拡大しています。また、アフリカ豚コレラは、国内発生はまだないものの、アジアを中心に世界で猛威を振るっています。畜産部においては、豚コレラ等の発生を防止するため、豚及びイノシシ飼養者に対して農家が守るべき基準である「飼養衛生管理基準」の遵守指導巡回を実施しています。特に発生状況を鑑み、海外渡航者が帰国後1週間以内に豚及びイノシシに接触することがないように、注意を呼びかけています。当事務所では家畜の防疫対策に引き続き取り組んでいくこととしていきます。

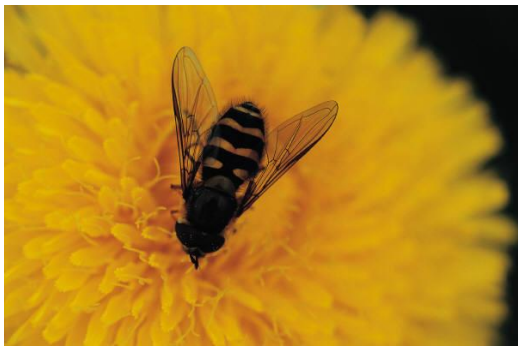


蜜蜂の飼育に必要な手続きについて

蜜蜂を飼育するには、以下の手続きが必要です。一、蜜蜂を飼育されている全ての方は、毎年一月末日までにお住まいのある市町を經由して「蜜蜂飼育届」の提出が必要です。なお、新しく蜜蜂を飼育される場合には、随時提出してください。二、蜂蜜などを販売する目的(業)で、住所地以外で蜜蜂を飼育



指導巡回の様子



ミツバチ

(転飼という)される方は、「蜜蜂転飼許可申請書」に「土地貸与承諾書・土地利用申出書」・「山口県収入証紙」を添付し、「山口県養蜂農業協同組合各支部長」の確認を受け、毎年前年の十月末日までに、転飼場所の市町を經由して県に提出し、事前に許可を受ける必要があります。許可されていない場所及び期間での転飼は認められませんのでご注意ください。ご不明な点がございましたら、当事務所畜産部(☎0820・22・2416)まで気軽ににご相談ください。

野鳥が死んでいるのを見つけたら

冬の渡り鳥が飛来する季節になると、国内外で鳥インフルエンザに関する報道が増えてきます。このため、野鳥が死んでいるのを見つけたら、すぐに鳥インフルエンザを疑う人もいるかもしれませんが、ほとんどが別の原因(建物や車との衝突死、エサ不足による衰弱死など)で死亡したものと考えられます。鳥インフルエンザに感染しやすい野鳥は限られており(ハヤブサ、オオタカ、カイツブリ、ユリカモメ、ハクチヨウやオシドリなどの一部のカモ類など)、県が死亡野鳥を回収して鳥インフルエンザウイルスの検査を行うのは、鳥の種類や死亡数が検査の基準に該当する場合のみになります。詳しい内容は山口県(自然保護課)のホームページをご覧ください。死亡野鳥を発見しても、県に通報していただく必要はありませんが、心配な場合は岩国農林水産事務所森林部(☎0827・29・1567)に問い合わせてください。

なお、野生の鳥獣は細菌や寄生

虫を持っている場合があるので、処分する際は素手で触らないよう注意してください。死亡野鳥はビニール袋に入れてきちんと封をすれば、一般廃棄物として処分することが可能です。

万一、野鳥が同一場所(おおむね見渡せる範囲を目安とする)で数日間(複数羽の場合は、おおむね3日間程度)に5羽以上死んでいる場合などには、高病原性鳥インフルエンザウイルスによる死亡の疑いもありますので、岩国農林水産事務所森林部(☎0827・29・1567)に御連絡ください。調査基準に該当した場合、死亡した野鳥を回収し、検査機関へ搬送します。詳しくは、山口県(自然保護課)ホームページをご覧ください。

なお、休日の場合は県庁(☎083・922・3111)に御連絡ください。お名前と御連絡先をお伝えいただくと、後から担当者が連絡をすることになります。



「やまぐち森林」の県民税
関連事業について

県では、荒廃した森林の再生をはじめとする豊かな森林づくりを推進するため、県民の皆様にご負担いただいた「やまぐち森林づくり県民税」を活用した取組を行っています。

○荒廃した人工林の整備【森林機能回復事業】

間伐実施が遅れたスギやヒノキの人工林の森林機能を回復させるため、暗い林内に陽光が入り込み、植生が回復するように強度な間伐を実施

○繁茂(はんも)した竹林の伐採【繁茂竹林整備事業】

周辺の人工林の成長や農作物の生産等に支障を来す繁茂・拡大した竹林を自然林へと誘導するため、竹の伐採を実施

○市町を支援【地域が育む豊かな森林づくり推進事業】

中山間地域の元気創出や地域課題の解消のために市町が独自に計画・実施する多様な森林整備を支援

○ボランティア団体等を支援【地域森林づくり活動強化対策事業】

県民の自主的な森林づくりを進めるため、活動に必要な資機材の購入等を支援



間伐1年後



間伐8年後



竹皆伐1年後



竹皆伐8年後



**山口県漁協柳井地区女性部が
お魚料理教室を開催しました**

山口県漁協柳井地区女性部(山口県漁協平生町支店女性部・柳井支店女性部・上関支店女性部)は、魚の調理と魚食の魅力を知ってもらおうと、8月2日(金)に「浜の母ちゃんの夏休みお魚料理教室」を開催しました。

地元で獲れた新鮮な海の幸を使って、漁師の奥さんから魚のさばき方や手軽で美味しい魚料理を教わるイベントで、今年で3回目の開催となりました。今回は、子ども7名・大人16名の合計23名が参加されました。

メニューは、タイの炊き込みご飯、アジ・ハモのハンバーグ、タイ・アジの刺身、タイのあらを使った潮汁で、参加者は5グループに分かれて、タイやアジを三枚におろしたり、ハンバーグを焼いたりしました。初めて包丁を握る子どもも、親に手伝ってもらいながら、真剣な表情で丸ごと1尾の魚をさばいていました。完成した料理を食べた親子からは「美味しい。一緒に家でも作ってみたい。」という声が聞かれました。



お魚料理教室の様子

